

きもちは、 言葉を さがしている



第 24 話

水野 スウ

いのみら通信、増刷する

マガジン原稿が3ヶ月に一度の、私の今を整理して記録する文章なら、「いのみら通信」は半年に一度、私をふりかえり、私がいま伝えたいことを手書きでつづる、ごくごく個人的な不定期通信です。

創刊は、チェルノブイリ原発事故から2年目の春。「いのちの未来に原発はいらない通信」が本名だけど、長過ぎるのでちぢめて「いのみら」。やがて原発以外の、暮らしで気になることごとについても書くようになってからは、文字どおり、いのちの未来に関わるさまざまを伝える通信、ということで「いのみら通信」が正式名となりました。

いつも800部刷って、定期購読の方に半分以上郵送し、残りは手渡しや、出前先に持って行って関心ある人に読んでもらい、いつのまに在庫がなくなるころ次号を書く、というサイクルでこれま

できたのだけど、4月にだした103号は様子が違いました。

書き上げたばかりの通信を広島の出前先に持っていき、そこで話す内容が、ほぼ今回の通信と重なってることに気づいたんです。出前の最後に、「いのみら通信、ご自由に好きなだけお持ちください、読んだら今日来られなかったお知り合いにプレゼントしてね」っていったら、あっという間になくなって。というわけで、即、改訂版を増刷しました。

私の、せんきょうどう

その後の出前先で、「今回のいのみら通信、実はこれ、私の選挙運動です」と言うと、みなさん、???って顔になる。

——というのも、この通信には、今日ここでお話ししたことが、コンパクトにギュッとつまっ

ているからなんです。

今現在進行形のこの国のありようは、3年前の参院選と2年前の衆院選の、選挙結果をうけてのもの、って言いましたよね。たくさん議席の数のちからで、今の政権はものすごく乱暴にこの国のかたちをかえ、人々の働き方もかえていきました。選挙は何を決めるものかといえば、私たちの未来を決めるもの、だと思います。夏に予定されている参議院選挙は、その結果次第で、戦後はじめて、憲法がかえられてしまうかもしれない、私たちの未来を大きく左右しかねない、とても重要な選挙です。

いのみら通信には、どこにも候補者の名前など出てこないけど、今度の選挙は特別だよ！と知ってもらうために届ける、私のできる選挙運動。もしもあなたが、いのみらを今日のおみやげに余分に持ち帰って、複数のおともだちに手渡していただけたら、それがもうあなたの選挙運動になる、っていうわけです。

と説明すると、はあ〜なるほどね、とみなさん、わかってくださいます。

百人百様の、12条する

通信の増刷を知った人たちから、50部送って、100部送って、というリスクエーストが相次いでいます。憲法や政治や、まして選挙のこと、手ぶらで人に伝えるって、すごくむずかしい。何かしら伝えやすい道具、ツールがあると便利です。

今は、SEALDsをはじめ、若い人たちがカッコいいデザインのちらしやリーフレットを次々だしてる。いのみらは、そういうリーフレットほど手軽じゃないし、文字数も多いけど、『わたしとあなたの・けんぼうBOOK』の本よりはちょっとハードルの低い、ツールの一つになるかもしれない。そうやって利用してもらえたらこんなありがたいことはありません。

それを誰かに手渡す時も、「これぜったい読ん

でねっ！」と勢いよく言うよりは、「読んだらおもしろかったし、あげるね、よかったら読んでみて」くらいの感じで、何気に渡してもらおうのがちょうどいいな、と思っています。

私が『けんぼうBOOK』をつくったのも、けんぼうかふえの出前に行くのも、いのみら通信を出すのも、ほんの少し私も出演しているドキュメンタリー映画「不思議なクニの憲法」の、自主上映会したり、それを人に勧めたりするのも、どれもみな、私が私の自由と権利を守るため、不断&普段の努力の「12条する」ことなのだけど、一人一人のできることは、100人いれば100通り。

あなたのできる12条、誰かのできる12条、私のする12条。みんな違って、そこがいい。それが大事。だって、あなたがいのみらを手渡せる私の知らない人に、私が渡せるすべは何もないのだものね。

すきま12条

『けんぼうBOOK』の編集とデザインを担当した娘は、「母や、ほかの人たちほどの覚悟はまだ自分がないので、大きな行動ってなかなかできない。でもその間をうめる、すきま12条くらいならできるかも、って思う。憲法や選挙の話をする時、どうしてもそこに大きな段差を感じてしまいがちだけど、それをゆるやかなスロープにしていくような、ささやかなころみ。ごく少人数で、社会と暮らしと政治のこと、自由に気軽に語りあえる、ちいさな場をつくっていくことから始めようと思います」と言って動き出していますが、この「段差をスロープに」ってコンセプト、今とても大事な要素なんじゃないかな、と思います。

なので、いのみら103号も、選挙という段差をスロープにしていくための、すきま12条の、確かなひとかけらです。

緊急事態条項のこと

いのみら通信で特に伝えたかったのは、「緊急事態条項」のこと。

安倍首相は、今年にはいつからの国会で、憲法改正にとりくむ、と何度も発言しています。参院選で与党が大きく勝てば、ほぼ間違いなく、安倍さんは憲法をかえようとするでしょう。衆議院、参議院、ともに3分の2以上の議員が賛成すれば、憲法をかえる発議をすることが可能になるからです。

憲法のどこをどうかえるか、まずは、国民にわかりやすい「緊急事態条項」からになるだろう、と言われていますが、この緊急事態条項、私にはちっともわかりやすくなんかありません。大日本帝国憲法（明治憲法）にはあって、今の憲法にはないものを、またあらたに憲法に書きこもうとするのに、一体どんな意味があるのでしょうか。少しややこしい話になるけれど、ちょっとだけ、おつきあいくださいませんか。

緊急事態条項とは、日本に対する外部からの武力攻撃や、内乱等による社会秩序の混乱、地震など大きな自然災害が起きた時、憲法のしほりを一時ほどいて、いつもとは違う大きな権限を内閣が持てるようにする条項です。

今が緊急事態だ！と判断して、緊急事態宣言を出すことができるのは、時の内閣総理大臣。総理がそう宣言したら、国会を通さずに内閣だけで政令＝法律と同じ効力を持つルールを定めることができ、その政令にはどんな人も従わなければならない、というきまりが記されています。

なぜ必要なの？

この新しい条項が必要な理由として、真っ先にあげられる例えが5年前の東北の大震災です。憲法にこの緊急事態条項がなかったから、政府が迅

速に対応できなかったのだ、と。

あの時、ガソリン不足で救急搬送ができず、たくさん救える命が救えなかったのではないか、だから必要、という人たちがいます。改憲に賛成する人たちの出した本、『女子の集まる憲法おしゃべりカフェ』（明成社）にもその話がでていました。

実際にはどうだったのでしょうか。あるテレビ局が東北3県の自治体の消防署に取材に行き、詳しく検証する番組がありました。どの県でも、津波の被害にあわなかったガソリンスタンドが、消防や警察や緊急車両に優先的に給油したので、燃料不足で出動できなかった例は一件もなかったことがわかりました。

番組の中で、仙台市長はこう発言しています。「災害時に緊急事態条項のような中央集権的な仕組みが基本になると、被災地は全て政府の指示待ちで、指示が出るまで一切何もできなくなってしまう」（TBS「報道特集」2016.4.30放送）

緊急時こそ、現場に権限を降ろしてほしい。それは他の自治体の首長さんたちも要望していることでした。今必要なことは何か、それがわかるのは、災害現場にいる人たちだからです。

もし、この条項があったら

熊本地震で、そのことはもっとはっきりしました。揺れがこわくて家や体育館の中にいられず、外に避難している人たちに、首相が屋内退避させるよう言ったことを、熊本の市長さんは怒っていました。強い揺れの本震が起きたのは、実にその翌日です。

揺れがあるたびに出る激しい砂ぼこり、家のきしみ、とても中に居られるような状態ではない、その恐怖はそこにいないものにはわからない、それが当たり前ですが、もしもこの時、緊急事態条項が憲法にあって、誰もが従わなければならない政令が国からでていたとしたら、一体どうなっていたことでしょうか。

東北の震災を経験した被災地の弁護士さんたちも、憲法に緊急事態条項をいれることに反対しています。なぜなら、そういう事態に対応するための法律は、すでにこの国に十分あるからです。大災害に対しても、武力攻撃に対しても、ほかの国と比較したって、より強い権限をもつ法律はもう整っている。でも3.11の時は、あそこまでの被害を真剣に想定していなかったために、法律の適切な運用ができなかった。必要なのは憲法をかえることではなく、今ある法律を活かすためのシミュレーションや、日ごろの訓練が、何より重要だと言っているのです。

なぜ、かえたいの？

備えの法律はあるのに、ではなぜ今、憲法をかえたいのだろう。緊急事態としての「内乱等による社会秩序の混乱」、私にはこの文言がとてもひっかかります。

憲法学者の木村草太さんは、報道ステーションの中で、「この「等」の一文字が曲者、この中に何でもいられる」と言っていました。安保法や、原発再稼働や、憲法をかえることに、市民が集まって反対の声をあげることや大きなデモなどが、それこそ、時の政府の判断で、この「等」に含まれて、秩序を乱しているとみなされるのではないか、その懸念がどうしても拭えません。

この条項は、権力者が国民を支配して思い通りにできる条項でもあって、私たちの基本的人権や自由を制限する濫用の恐れ、おおいにあり。憲法学者、弁護士さんたちがこの条項にまっこうから反対している、それが最大の理由です。

権力は、集中すると暴走する。だからこそ、三権分立。今ですら憲法を守らない政治をしている安倍首相が、または時の総理大臣が、この条項で、国会も憲法も一時ストップさせて、すべての権力を手にしてしまえりとしたら、って想像してみてください。

憲法学者の長谷部恭男さんは、ドキュメンタリー映画「不思議なクニの憲法」の中で、「安倍さんが法律をつくれる、ってことです」と。やはり憲法学者の小林節さんは、『「憲法改正」の真実』（集英社新書）という本の中で、「永遠の緊急事態をつくることも可能だ」と。

新聞に大きな意見広告をだした升永英俊弁護士は、その中で、「改憲草案の緊急事態条項は、9条改正とは比べものにならないほど怖い」とまで書いています。（2015.11.15 北陸中日新聞掲載の意見広告）

ナチスの手口を

2013年の参院選のあとで、麻生副総理がこんな発言をしたこと、覚えているでしょうか。麻生さんはドイツをひきあいに出して、「ナチス憲法にかわっていたんですよ、誰も気づかないでかわったんだ。あの手口学んだらどうかね」って言ったのです。その意味が、3年前より今の方が、ずっとリアルに迫ってきます。

ナチスのヒットラーはまさに、ドイツのワイマール憲法にある大統領令の「緊急事態宣言」をつかって、あの独裁国家をつくったのでした。1933年にヒットラー内閣ができ、そのひと月後に、大統領の名でこの宣言をだすと、たった数日間で、約5000人の共産党支持者たちを、司法手続きなしで、逮捕し、拘禁しました。言論の自由も、報道の自由も停止されました。

さらに、このひと月以内にヒットラーは「全権委任法」という新しい法律をつくりました。憲法と法律の二本立てで、ヒットラーはすべての権力を手のうちにおさめたので、もう誰も反対と言えなくなったのです。

緊急、という名のつくこの大統領令が、いったいつまで続いたと思いますか。なんと、1945年5月にドイツが敗戦するまで、有効に存続したそうです。

3.11を口実にして国会に出されるだろう、改憲項目の緊急事態条項、その意図するところを、有権者の私たちはしかと見抜かなければならない、って強く思います。

めんどくさい、を受け入れる

長々、緊急事態条項について、読んでくださってありがとうございました。ね、わかりやすいお話し改憲、どころの話じゃ全然なかったでしょ？めんどくさくて、複雑で、いっぱい説明しなきゃならなくて。それでもここから緊急事態条項のアブナさ、少しでも感じとっていただけたなら、幸いです。

木村草太さんは報道ステーションの番組内でこうも言っていました。

「国民の側にめんどくささを受け入れる覚悟がある。政府に何でも決めてもらう、頼んでしまう。そうなった時に、思考停止に陥るのです」と。

私たちが今、どうにか手にしている自由と人権を守るために、考え続け、行動するって、確かにめんどくさくて、手間ひまかかって、それでいてなかなか成果のあがらないこと。子育てと、とても似ている。でも平和って、民主主義って、まさにそういうものなんじゃなかったか、とあらためていま思うのです。

かわらないさ、ではなく

今度の選挙では、野党が選挙史上はじめて（オール沖縄で選挙をたたかった例はあるけど）、候補者を一本化して共闘する、そんな選挙区も春以降ふえてきたので（石川もしかり）、その意味でも、この夏の選挙は超特別です。

つまり、選挙したって何も変わらないさ、じゃない状況が、すでに日本のあっちこっちで起きているのです。そのことを、私はもっと伝えていきたい。選挙勝手連や、市民連合や、選挙に行こうプロジェクト、などなど、私の暮らす県でも、そ

んな動きが雨後のタケノコのように生まれています。そのことも、伝えたい。

党だけに選挙をまかせておけない、だからといって市民だけでも選挙はできない。いろんな政党といろんな市民と。違いがいっぱい。ぎくしゃくすることもとまどうことも、たくさんありながら、選挙までに今それぞれができることにむけて、石川のピースの仲間たちと一緒に、私も動いている真っ最中です。

県内の大学に、子育て中のママや10代の若者が、「選挙に行こう！」の授業をしにいらしてます。私も、ママたちと組んで、大学での憲法の授業を、選挙前にしに行くことになっています。そういう行動の一つ一つが、市民のちからを、民主主義を、育てていくことでもあるんだろうな、と思いながら。

PeaceにVote!

3月にあったピースウォーク金沢の、仲間たちと話しあって決めた今年のテーマは、「抱きしめるだけでは守れないPeaceにVote!」でした。大切なものを、ただ抱きしめるだけ、心の中で願っているだけでは、もう守ることができない。だから、行動しよう、平和に投票しよう、という意味です。

この平和、安倍さんのいう「積極的平和主義」とはまったく違う定義による、平和です。戦争の原因をつくる、貧困や格差や差別のない社会をつくっていかうとする、「積極的平和」という意味での平和。そういう社会をともに目指す候補者に投票しよう、という想いをこめての不思議な言葉、「PeaceにVote!」。

発音が似ているため、ピースポートとよく間違われますが(笑)、おかげで、あはは、ちゃうちやう、voteは投票するって意味でね、とそのたび、安倍さんの平和と私の平和の違いについて語ることもできています。

*積極的平和という概念を提唱しているのは、平和学の父とよばれるヨハン・ガルトゥング博士。一方、積極的平和主義は、英語で proactive contribution to peace. proactive とは、戦略用語で〈先制攻撃〉の意。

今では、この「PeaceにVote!」も、「不断の努力を、普段から」も、「12条する」も、選挙で手をつなぐ石川の仲間たちの間で、格好の合い言葉となりました。

希望の人たち

選挙までたったひと月余りの今でも、選挙があること知らない人がいっぱい。選挙なんて興味ない、自分に関係ない、入りたい党も入りたい人もいない、投票に行く間もない、政治に何の期待もしてない、どうせ何も変わらない、って思ってる人はもっといっぱい。

そうだよ。その気持ち、わかります。選挙と自分と、全然関係なさそうに見えますもん。だけど、ほんとはそうじゃない。そのことを、これから出逢う一人一人に誠実に伝えていきたい。あなたの持っている一票は、私の／あなたの、未来を決めるちからを平等に持っている。そのこと、あきらめずにまわりに伝えていきたい。

だって逆説的かもしれないけど、そういう人たち＝これまで選挙に行かなかった人たち（中にはもちろん、初めて選挙権を得る18歳19歳の人も含まれてる）こそ、私の希望なのだから。

その人たちが、何らかのきっかけで、私の仲間たちと出逢い、誰かの言葉を聴き、政治と自分が実はつながってる、って気づくこと。はじめての投票に行ってみようかな、と思ってくれること。

その種がいっぱいまかれて、投票率があがって、その人たちが自分の一票で12条することしか（その票のゆくえがたとえどこであれ）、今の私たちの社会はかわっていかない、と確信しているからです。

2016.5.18

映画「不思議なクニの憲法」全国で自主上映中！
<http://fushigina.jp>